

いしかり

国保だより No.45

発行 2025年(令和7年)4月

石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市国民健康保険課

賦課・資格担当 TEL (0133) 72-3123

給付担当 TEL (0133) 72-3633

国民健康保険税の軽減措置・課税限度額について

●令和7年度から軽減措置が拡大

国民健康保険税は世帯の所得に応じて2割・5割・7割の軽減措置があります。

令和7年度以降、2割・5割の軽減措置の対象となる世帯の所得が引き上がります(7割軽減は変更なし)。

軽減割合	令和6年度(改定前)	令和7年度(改定後)
7割	世帯の合計所得が43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円以下	変更なし
5割	世帯の合計所得が43万円 + (29.5万円 × 加入者・特定同一世帯所属者の人数) + (給与 所得者等の数-1) × 10万円以下	世帯の合計所得が43万円 + (30.5万円 × 加入者・特定同一世帯所属者の人数) + (給与 所得者等の数-1) × 10万円以下
2割	世帯の合計所得が43万円 + (54.5万円 × 加入者・特定同一世帯所属者の人数) + (給与 所得者等の数-1) × 10万円以下	世帯の合計所得が43万円 + (56万円 × 加入 者・特定同一世帯所属者の人数) + (給与所得 者等の数-1) × 10万円以下

※特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後、継続して同一世帯に属する方

※給与所得者等：給与等の収入金額が55万円を超える方

公的年金の収入額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

●令和7年度から課税限度額が引き上げ

課税限度額とは、国民健康保険税が課税される最高額です。

区分	令和6年度(改定前)	令和7年度(改定後)
医療保険分	65万円	65万円
後期高齢者支援金分	22万円	24万円
介護保険分	17万円	17万円
合計	104万円	106万円

※介護保険分は40歳以上65歳未満の方に課税されます

国民健康保険の加入・脱退手続きについて

会社を退職した方は、これまで職場で加入していた健康保険の任意継続制度を利用するか、住民登録している市町村で国民健康保険の加入手続きをしなければなりません。また、国民健康保険に加入している方が、職場の健康保険に加入した場合や、扶養になった場合には国民健康保険の脱退手続きをしなければなりません。

加入手続きに必要なもの

- 健康保険資格喪失証明書(健康保険脱退証明書)・本人確認できるもの
(運転免許証・パスポートなど)・マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード

14日以内に手続きを

脱退手続きに必要なもの

- 他の健康保険に切り替わった方全員の資格確認書等※(コピー可)もしくは加入証明書・国民健康保険の資格確認書等・マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード

※資格確認書・資格情報のお知らせまたは被保険者証

医療費のお知らせ【医療費通知】について

医療費通知は、医療機関等の受診状況や医療費の金額を確認し、健康に対する認識を深めていただくことを目的として、世帯主宛てにお送りしています。医療費通知は、確定申告の医療費控除の添付資料としても使用できます。

令和7年度の発行時期 年2回 1回目：1月～10月受診分 … 令和8年1月上旬

2回目：11月～12月受診分 … 令和8年3月上旬

なお、受診状況の把握に時間がかかるため、例年11月～12月の受診については翌年3月上旬でないとお知らせできません。確定申告の期限には間に合うよう送付しますが、その前に医療費控除の手続きや準備をされる場合は、お手数ですが領収書の内容を医療費控除の明細書に記載して、ご対応をお願いします。

また、再発行はできませんので、紛失にご注意ください。



所得の申告はお済みですか？

国民健康保険は所得に応じて、国民健康保険税の所得割の計算や軽減の判定、高額療養費の自己負担限度額の判定などを行います。これらを正しく判定するため、国保加入者（世帯主、加入世帯員）は、毎年所得の申告が必要です（所得が全くない方、所得税や住民税がかからない方、遺族年金・障害年金だけの方も毎年申告していただく必要があります）。

申告をしなかった場合、「収入が無いにも関わらず税の軽減が適用されない」、「病院を受診したときの自己負担限度額が高くなる」などの不利益が生じます。

申告の必要がない方

- ① 所得税の確定申告や市道民税（住民税）の申告をした方
- ② 給与収入のみの方
- ③ 公的年金（遺族年金・障害年金を除く）収入のみの方

申告の必要な方（上記以外の方）

- ① 収入（所得）のない方
- ② 障害年金や遺族年金など非課税収入のみの方

申告期限

・令和7年4月30日まで（5月以降も随時受付します）不明な点があれば国民健康保険課へお問い合わせください。

申告 窓口	令和7年 1 月 1 日以降石狩市へ転入され、前住所地で申告していない方	国民健康保険課	TEL：0133-72-3123
	所得税の申告が不要な方	税務課市民税担当	TEL：0133-72-3119
	上記以外の方	札幌北税務署	TEL：011-707-5111(代表)

国民健康保険税の減免・医療費自己負担額の減免等について

■国民健康保険税の減免について

国保加入者が次のいずれかの要件に該当する場合、申請により国保税の一部が減免になる場合があります。

- ① 生活保護が開始された場合
- ② 災害によりその資産に甚大な被害を受けた場合
- ③ 失職、休廃業、負傷、疾病などの理由により世帯の合計所得が皆無、もしくは著しく減少したことにより生活が困窮した場合
- ④ 収監者となった場合
- ⑤ 被用者保険に加入していた方が、後期高齢者医療制度へ移行したことにより、65歳以上で扶養になっていた方（旧被扶養者）が国民健康保険に加入した場合

■産前産後期間の国民健康保険税の免除について（届出が必要）

出産する国保加入者にかかる国保税の所得割額と均等割額のうち、産前産後期間相当分を免除します。

■医療費の自己負担額減免・徴収猶予について

国保加入世帯が次のいずれかの要件に該当し生活が困窮した場合、入院時に医療機関へ支払う一部負担金の減免又は徴収猶予を受けることができます場合があります（世帯主からの申請により審査を行います）。

- ① 天災その他による農作物の不作等の理由により収入が著しく減少したとき
- ② 天災、火災その他により資産に重大な損害を受けたとき
- ③ 事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき

これからの病院受診について

法令改正により、令和6年12月2日以降、被保険者証の発行ができなくなりました。従来の被保険者証については、記載されている有効期限まで利用することができますが、有効期限後はマイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）を基本とする仕組みへと変更になります。

●被保険者証等の有効期限が切れる前に、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を郵送いたしますので、受診の際にはマイナ保険証と併せてお持ちください。

●マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を郵送いたします。資格確認書を窓口に提示すると、これまでどおり保険診療を受けることができます。

有効期限前に被保険者証を紛失したり盗難された場合についても、マイナ保険証の有無に応じて上記のとおり「資格情報のお知らせ」か「資格確認書」を交付いたします。なお、保険証利用しているマイナンバーカードを紛失した場合などは、資格確認書を交付しますのでご相談ください。

令和7年度 国民健康保険税納税通知書は、6月中旬、世帯主宛て送付します。